

# 京都市左京区下鴨第3住宅地区建築協定

## 建築協定区域

京都市左京区下鴨中川原町の一部及び  
同区下鴨貴船町の一部

## 運営委員会連絡先

電話 075 - -

※ 確認申請提出前に運営委員会の承諾を受けて下さい。

## 協定内容（協定書より抜粋）

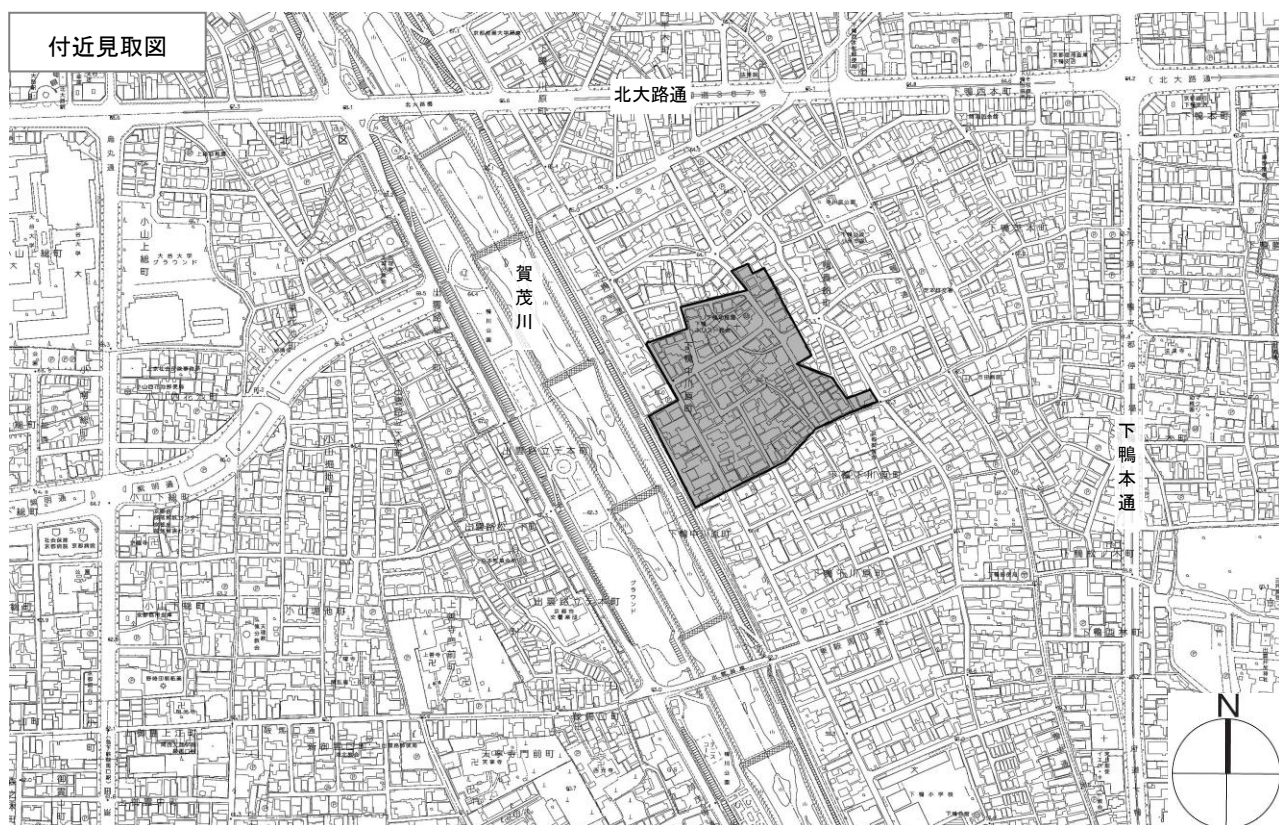
### ■目的

第1条 この協定は、建築基準法第69条及びこれに基づく京都市建築協定条例第2条の規定に基づき、第4条第1項に定める区域内における建築物の用途及び形態に関する基準を定め、住宅地としての環境を維持増進することを目的とする。

### ■建築物の制限

第6条 協定区域内の建築物の用途及び形態は、次の各号に該当するものでなければならない。

- (1) 専用住宅
- (2) 住宅で診療所の用途を兼ねるもの
- (3) 共同住宅で次のいずれにも該当するもの
  - イ 地上階数が2以下で、かつ、軒の高さが地盤面から7.5メートルを超えないもの
  - ロ 住戸の数以上の台数の自転車置場を備えたもの。ただし、管理上支障がないものを除く。
  - ハ 住戸の数の2分の1以上の台数の駐車場を備えたもの。ただし、管理上支障がないものを除く。
  - ニ 第12条により設置された委員会（以下「委員会」という。）が環境上支障がないと認めるもの
- (4) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令第130条の4に規定する公益上必要な建築物



京都市左京区下鴨第3住宅地区建築協定区域図

